

平成25年度定期防衛監察の結果について

平成26年7月30日

防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	
1 概要	1
2 監察の基本的考え方	1
3 監察の実施方法	1
(1) アンケート	1
(2) 実地監察	1
4 監察の結果	2
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	2
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度	1 6
(3) 入札談合の防止に対する職員の意識	1 7
(4) 年度末の予算執行	1 7
5 改善策	1 8
(1) 入札談合防止に向けた施策等について	1 8
(2) 法令等の理解・教育の充実並びに入札談合の防止に対する知識及び意識の向上	2 3

(3) 年度末の予算執行	24
6 今後の予定	24
第3 法令遵守の意識・態勢	
1 概要	25
2 監察の概要	25
(1) 基本的考え方	25
(2) 実地監察の概要	25
3 監察の結果	25
(1) 機関等に共通する事項	25
(2) 警務隊	39
(3) 防衛医科大学校	40
(4) 陸上自衛隊	40
(5) 海上自衛隊	40
(6) 航空自衛隊	41
(7) 情報本部	41
(8) 技術研究本部	41
4 今後の予定	42

別紙第 1	アンケート実施対象機関等（入札談合防止）	4 3
別紙第 2	アンケート結果の概要（入札談合防止）	4 4
別紙第 3	実地監察の対象機関等（入札談合防止）（平成 2 3 年度以降）	4 6
別紙第 4	実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	4 7

第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成25年度に実施した「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 入札談合防止

1 概要

平成25年度は、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行った。

2 監察の基本的考え方

平成25年度は、以下の観点から監察を行った。

- 入札談合防止を目的とした施策の実施状況
 - ① 平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
 - ② 平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
 - ③ 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）を受けて平成22年12月14日に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況
 - ④ その他入札談合防止に向けた施策の実施状況
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等の法令の遵守状況

3 監察の実施方法

(1) アンケート

- ア 対象機関等及び回答者数
別紙第1のとおりである（総回答者数 2,877名）。
- イ 結果
別紙第2のとおりである。

(2) 実地監察

- ア 対象機関等
別紙第3のとおりである。

イ 内容

調達等関係職員との面談及び契約関係書類の調査を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は50日、面談相手の延べ人数は271名である。

4 監察の結果

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

(ア) 競争性の拡大状況

a 競争性のある契約方式

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の割合について調査を行った結果、多くの対象機関等において、競争性のある契約方式による契約金額の割合が40パーセント～50パーセント台で横ばいと低迷していた。教育、研究の専門性、緊急調達の必要性等、対象機関等の特性上、随意契約によるほかない案件もある一方で、各対象機関等共通して、汎用性のある同種品目を複数回に分けて調達し、少額で随意契約している案件が見られた。

このような案件については、計画的な調達要求により、取りまとめを行う等により、競争性のある契約方式を更に拡大する余地がある。

b 一者応札、一者応募

競争が行われることを期待して一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者（以下「一者応札等」という。）のみで、実質的に競争が行われなかった案件が多数存在した。対象機関等の特性上、特定の業者の応札しか見込まれないものもある一方で、以下のような複数者が応札可能と考えられる案件が対象機関等に共通して見られた。

- ① 営舎用品や庁用品、修理用部品等の汎用品調達
- ② 糧食品、被服調達
- ③ 施設の改修等の建設工事調達

このような案件については、原因を分析し、業者に参入を促す等の方法により、競争性を更に拡大する余地がある。

(イ) 競争性拡大のための施策の実施状況

a 競争性のある契約方式拡大のための施策

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決

令」という。)では、予定価格が160万円を超えない財産の買入れ案件については、少額随意契約が可能とされているが、ほとんどの対象機関等が、少額随意契約が可能な金額の上限を自主的に引き下げ、160万円以下の案件についても一般競争入札を行っていた。

また、多くの対象機関等は、少額随意契約の案件を取りまとめて一般競争入札を行い、競争性の拡大に努めていた。

一方で、それらの取組の多くは、契約部署のみ、中には担当者みの努力に頼っていた。例えば、調達要求部署が五月雨(さみだれ)式に調達要求を行っているため、契約部署が取りまとめに苦慮している状況が見られた。かかる取組は契約部署のみでは限界があることから、調達要求部署と連携し、計画的な調達要求を促すことで、更なる取りまとめを行う余地がある。

また、ある対象機関等においては、土木、建築、設計等を取りまとめて発注していたが、これら全てを受注できる業者が限定されるため、逆に競争性や公正性が阻害される可能性がある案件が見られた。このような案件については、ただ取りまとめを行えば良いのではなく、取りまとめが真に競争性の拡大や公正性の確保に資するのか、調達要求部署と契約部署双方が連携して検討することが必要である。

このように、取りまとめの取組については、調達要求部署と契約部署との連携という面で改善の余地がある。

b 一者応札等を減らすための施策

(a) 一者応札等の原因分析

一者応札等の原因分析について、精粗はあるものの、対象機関等の半数が実施していることを確認した。

さらに、複数の対象機関等においては、その結果を踏まえて仕様書を変更する等、一者応札等の原因を取り除くための具体的な取組が見られた。

一方で、対象機関等の半数は、業務多忙等を理由に一者応札等の原因を全く分析していなかった。一者応札等を削減し、競争性を拡大するという目的達成のためには、その原因を分析・解明し、原因を取り除くことが最も効果的であるが、そのような作業をすることなく、公告や公示(以下「公告等」という。)を掲示する場所の拡大、公告等の期間の延長等のみを行っても十分な効果は得られない可能性がある。

(b) 公告等を掲示する場所の拡大

多くの対象機関等において、入札や公募(以下「入札等」とい

う。)に参加する業者を増やすため、公告等の場所の拡大について以下のような取組が見られた。

- ① 地元商工会議所、近傍の駐屯地・基地等に掲示
- ② 業界新聞に掲載

一方で、複数の対象機関等は、庁舎の掲示板やホームページに掲示するにとどまっていた。

(c) 公告等の期間の延長

ほとんどの対象機関等は、公告期間を2週間以上確保し、公告期間の延長に努めており、中には30日以上公告期間を設定し新規業者の参入に努めている対象機関等も複数存在した。

ただし、これらの対象機関等の一部では、公告期間延長の取組が、担当者の個人的努力によりなされており、継続性の観点から改善の余地がある。

また、予決令どおりの公告期間しか設けていない対象機関等もあった。

公告期間を十分確保するためには調達要求部署との連携が重要であるにもかかわらず、これらの対象機関等の多くは、協力を依頼する等の取組を行っておらず、改善の余地がある。

(d) 新規業者の開拓等

平成24年度報告において、新規業者の開拓等の必要性について指摘したところであるが、平成25年度監察では、半数の対象機関等において、以下のような新規業者の参入を促進する具体的な取組が見られた。

- ① 入札参加資格を見直し、条件を緩和
- ② 仕様書の見直し
- ③ 業界団体を通じて入札情報の周知を依頼

一方で、半数の対象機関等においては、依然として業務多忙等を理由に新規業者の開拓等に消極的であった。さらには、そもそも着意自体がない対象機関等も一部に見られた。

c 総合評価方式による調達に関する記録の管理

ある対象機関等において、総合評価方式による調達を推進しており、それ自体は評価できるものの、各評価者による個々の評価判定記録が保存されておらず、その評価の合理性について事後的検証ができない状態であった。

なお、公正性・透明性確保の観点から、評価判定記録を保存する必要があるとの防衛監察本部からの提言を受け、内部部局が評価判定記録の取扱いの在り方について検討の上、その保存要領を明確化

し、周知を図っていることを確認した。

(ウ) 小括

対象機関等の多くは競争性の拡大に努めていた。

特に、平成24年度監察において、一者応札等の原因分析がほとんど実施されていなかった旨指摘したところであるが、平成25年度は半数の対象機関等で実施されていた。

また、平成24年度は、分析結果を反映した具体的な取組を行っている機関等は調査した限り皆無であったが、平成25年度は複数の対象機関等において、具体的な取組が見られ、新規業者が参入する等競争性の拡大につながっていた。

少額随意契約が可能な金額の上限を自主的に引き下げる取組は、平成24年度は半数の機関等にとどまっていたが、平成25年度はほとんどの対象機関等において実施されていた。

調達要求を取りまとめて一般競争に付する取組は、平成24年度は複数の機関等で実施されていたが、平成25年度は、更に多くの対象機関等において実施されていた。

これらの状況から競争性の拡大に対する職員の意識と取組が浸透し、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、平成24年度も指摘したとおり、取組を行っている対象機関等でも、依然としてその取組の多くが特定の部署や個人の努力によるものに限定されていた。競争性拡大のためには、調達要求部署の協力が不可欠であるが、調査した限り、調達要求部署の協力が確認された対象機関等は、一部であり、しかも限定的なものであった。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

ほとんどの対象機関等は、予定価格の算定と、契約方法の決定や入札等の契約事務を別の課又は担当者に行わせていたが、これらの業務を同一の職員に担当させている対象機関等も複数存在した。

人的制約から、これらの業務の分掌が困難という事情がうかがわれたが、これらの業務が兼務されると、入札が不調とならないよう、予定価格を不適切に高く設定したり、契約の担当者が業者に予定価格を教えたりすることが可能となるため、好ましくない。

(イ) 指名随契審査会等

対象機関等は、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件について、契約方式、契約相手方、仕様書等の適否の検討を目的とする指名随契審査会等の審査会を設けていた。

しかし、対象機関等の中には、以下のような審査会の形骸化が疑わ

れる状況が見られた。

- ① 審査会を開催せず、持ち回りにより審査を実施していた。
- ② 調達等関係職員のみで審査会が構成され、第三者による客観的視点を取り入れていなかった。
- ③ 審査会における議論や、判定に至った経緯等の記録化が不十分で、審査会を実施しても、公正性・透明性が確保されていなかった。
- ④ 審査会の意義について、認識していない調達等関係職員が少なからず散見された。

審査会が実質的に機能しないと、競争性のない契約方式が安易に採用されたり、競争性を阻害する内容が含まれる仕様書がそのまま使用されたりするおそれがあることから、かかる状況は好ましくない。

(ウ) 仕様書等の点検体制等

a 仕様書等の点検体制

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（経装第14440号。22. 11. 22。以下「カタログ仕様書通知」という。）によれば、カタログ仕様書には、カタログ製品名を複数記載し、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載しなければならない。また、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成しなければならない。また、カタログ仕様書通知の趣旨からすれば、調達要求書の規格欄の記載をもって仕様書に代える場合であっても同様にすべきである。さらに、入札状況に係る報告等に関する措置について（経装第6187号。23. 5. 17）によれば、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、物品・役務等調達関係チェックシートを用いて点検を行うこととされており、カタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、1企業の1製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられている。

ほとんどの対象機関等において、同チェックシートによる点検が実施されていたが、一部の対象機関等において、同チェックシートの作成が漏れている案件が認められた。

また、多くの対象機関等において、仕様書や調達要求書の規格欄にカタログ製品名を1種類しか記載しておらず、かつ、製品指定理由書等を作成していないにもかかわらず、同チェックシートによる点検でこれらが看過されており、点検体制が十分機能しているとは言えない状況が認められた。

さらに、一部の対象機関等の契約部署では、仕様書等の内容に係

る専門的知識がない等の理由により、仕様書等の点検や、調達部署に対する指導が不十分な状況が見られた。

b 仕様書等のホームページ掲載

防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（経装第6189号。23.5.17）によれば、競争性の拡大及び公正性・透明性の向上を図るため、入札公告をホームページに掲載する際に併せて仕様書等も掲載するよう努めることとされている。

ほとんどの対象機関等は、仕様書等をホームページに掲載していたが、一部の対象機関等は、不開示情報を含まないにもかかわらず、掲載していなかった。

(エ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（防人1第262号。14.1.17）によれば、業者との癒着防止のため、調達等関係職員については3年未満で補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）しなければならない。また、補職替え等の困難な職員については、その理由等について、上級機関等に報告しなければならないとされている。

これに対し、職務の特殊性や人的制約等の背景は理解するものの、以下のような改善を要すべき事項が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、調達等関係職員の補職替え等が適切に行われていなかった。
- ② 複数の対象機関等において、3年以上補職替え等のない調達等関係職員について、上級機関等に対する報告が行われていなかった。
- ③ ある対象機関等において、3年以上補職替え等のない調達等関係職員について、合理的な理由を確認できない者が存在した。
- ④ 一部の対象機関等において、調達等関係職員として管理されていない職員が、調達業務を通じて業者と接触している場合があり、調達等関係職員と同等のリスクがうかがわれた。

これら不適切な管理が行われている原因としては、人事担当者、調達等関係職員及びその管理者が、業者との癒着等により入札談合等に関わるリスクについて、十分認識していないこと、人事担当者が、調達等関係職員の範囲を誤って解釈していたこと等が考えられる。

(オ) 会計監査機能

ほとんどの対象機関等は、平成25年度会計監査項目の重点について（防経監第3962号。25.3.22）により定められた重点監査項目全てについて、会計監査を行っていた。また、ある対象機関等においては、監査時に併せて入札談合防止教育を実施し、監査の実効

性を高めていた。

しかしながら、複数の対象機関等で、会計監査を行ったにもかかわらず、3年以上補職替え等されていない調達等関係職員の不適切な管理を看過するなど、会計監査が十分機能していないと思われる状況が見られた。

(カ) 小括

平成24年度に引き続き、予定価格の算定と契約事務の分離、指名随契審査会等の活用及び会計監査機能については、不十分な対象機関等が複数見られた。

さらに、複数の対象機関等において、調達等関係職員の補職替えや報告等の管理が依然として不十分であった。これらの対象機関等においては、調達等関係職員の業務内容に基づくリスクについて、人事担当者、職員本人及びその管理者の理解が不十分であると考えられる。

ウ 業界関係者との対応

(ア) 情報保全措置

全ての対象機関等において、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。19.8.30）（※1）及び調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領の細部事項について（経装第8307号。19.8.30）（※2）（以下、両者を合わせて「対応要領」という。）のとおり、会議室等執務室以外の場所やパーティションにより区画された執務室内の面談場所等、何らかの情報保全措置を施した場所において業者対応を行っていた。

しかしながら、ほとんどの対象機関等において、以下のような改善を要すべき点が見られた。

※1 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第3115号。26.3.14）により改正されている。

※2 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（防経装第3118号。26.3.14）により改正されている。

① パーティションは設置されているものの、高さが不十分で執務室内のパソコン画面等をのぞくことができる状態になっていた。

② 契約部署のみにパーティションが設置され、調達要求部署では設置されていなかった。

③ 面談場所に、予定価格算定の重要な資料となる調達要求書が外部

から視認できる状態で保管されていた。

以上のように、対応要領の意義を踏まえた実効的な処置が不十分な状態がほとんどの対象機関等で見られた。

(イ) 接触状況

対応要領によれば、業者との接触に当たっては、原則として複数の職員で行い、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合には、職務上の上級者の了解を得て単独対応することができる。一部の対象機関等においては、対応要領のとおり、原則として複数の職員による業者対応を行っていた。

しかし、ほとんどの対象機関等においては、対応要領の不知、業務多忙等の理由から、対応要領の要件を満たさずに、単独で業者対応をしている例が見られた。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領によれば、調達等関係業務に従事している職員は、接触する業者が防衛省の退職者（以下「OB」という。）か否か確認しなければならない。これを踏まえ、OB確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、業界関係者に記入させることで、職員が尋ねなくてもOB確認をスムーズに行える工夫をしている対象機関等が一部見られた。

一方で、ほとんどの対象機関等では、対応要領を知らない、OB確認に対する心理的な抵抗感があるなどという理由から、OB確認が十分に行われていなかった。

(エ) 来訪記録簿の作成

来訪記録簿については、業者との対応状況等を、事後的に検証し、公正性・透明性を担保する観点から、作成が望ましい旨提言しているところであるが、対象機関等においては以下の取組が見られた。

- ① ほとんどの対象機関等が、来訪記録簿を備え付け、業者に記入させることで、業者との接触状況の記録化に努めていた。
- ② 部外者対応の準則を自ら設定し、来訪記録簿の作成を制度化している対象機関等も見られた。

一方で、以下のような改善を要すべき点が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、来訪記録簿が作成されていなかった。
- ② 複数の対象機関等において、来訪記録簿の作成が契約部署等一部の部署に限定されていた。
- ③ 一部の対象機関等において、来訪記録簿が作成されているものの、書式が一件一葉式ではなく、業者が他の業者の来訪状況を確認でき、業者間の談合を容易にする点で、適当でないものがあった。

(オ) 働きかけを受けた場合の対応

対応要領によれば、調達等関係業務に従事している職員は、法令等に違反する行為、職務上非公開とすべき情報の公開等を求められるといった働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに接触報告書（※）を作成することになっているが、接触報告書の作成実績はなかった。

しかし、働きかけに該当する行為の具体的内容、働きかけを受けた場合に、直ちに接触を中止することや接触報告書を作成することを知らない職員が一部に認められたことから、業者から働きかけがあった場合でも、接触報告書の作成を含め、適切な対応がなされないおそれがある。

※ 平成26年3月、「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」に改正

(カ) 対応要領の掲示

対応要領の掲示は、業者に対して注意喚起し、不当な働きかけ等を抑止するとともに、職員に対しても対応要領を周知する上で、効果的な手段である。

複数の対象機関等において、業者が職員と接触できる場所が制限されていることや職員との単独接触が禁止されていることなどを記載した文書を掲示していた。

一方で、多くの対象機関等においては、掲示は行われていなかった。

(キ) 小括

平成24年度監察で指摘した事項について、多くの対象機関等において、何らかの改善は実施しているものの、調査した限りでは、依然として、ほとんどの対象機関等において、情報保全措置、OB確認及び複数の職員による業者対応が十分実施されていなかった。

さらに、来訪記録簿の作成が未実施又は不十分であったり、注意喚起のための対応要領の掲示がなされていない対象機関等が依然として多く見られた。

かかる状況から、業者との対応については、引き続き改善への取組が必要である。

特に、業者からの働きかけへの対応については、対応要領の規定を知らない職員も数多く確認されたことから、適切に行われぬおそれがあり、注意が必要である。

エ 契約事務手続の実施状況等

(ア) 調達要求書等の保管

複数の対象機関等は、予定価格を推定できる調達要求書等を鍵のかかる書庫等に保管し、漏えい防止に努めていたものの、ほとんどの対

象機関等では、調達要求書等を鍵のかからない棚で保管する、調達要求関係のデータを課内の誰でも閲覧できる共有フォルダに保管するなど不適切な状況が見られた。

(イ) 予定価格

a 予定価格の算定

複数の対象機関等において、参考とするデータがないこと等を理由に、一者のみの見積価格あるいは実績価格を他と比較することなくそのまま予定価格として採用するなど、業者が予定価格を容易に推測できるような算定方法を採用し、その結果、落札率が100パーセントとなった案件が多く認められた。

このような状況は、経済性や公正性の観点から問題である。

b 予定価格等の取扱い

ほとんどの対象機関等は、予定価格を推定できる積算価格や計算価格等が記載された資料や予定価格調書（以下「予定価格調書等」という。）を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、それらのデータについても担当者以外の者がアクセスできないようパスワードを設定して漏えい防止に努めていた。

一方で、以下のような不適切な取扱いが見られた。

- ① ある対象機関等において、予定価格調書等を鍵のかからない棚で保管
- ② 複数の対象機関等において、予定価格調書等のデータのパスワードを他者から見える場所に貼付
- ③ 複数の対象機関等において、予定価格調書等のデータにパスワードを設定することなく共有フォルダに保存

(ウ) 入札

a 入札説明会

業者を一堂に集めて入札説明会を開催することは、入札に参加を希望する業者が相互に分かってしまい、談合を助長することにもなりかねないことから、特段の事情がない限り、差し控えるべきであるが、依然として、ある対象機関等で、特段の事情がないにもかかわらず業者を一堂に集めて入札説明会を開催していた。

b 入札室への入室

一部の対象機関等では、職員が同席せず、業者だけを入札室に待機させていたが、このような状況は、入札直前に業者間の話合いが可能となるため、入札談合防止の観点から好ましくない。

c 入札実施態勢

いずれの対象機関等においても、複数の職員を立ち合わせて入札

を行っていた。また、電子入札を推進し、入札談合防止を図っている対象機関等も見られた。

しかし、複数の対象機関等においては、予決令上、郵便入札の際には「入札事務に関係のない職員」を立ち合わせなければならないことを認識しながら、業務多忙等により人員確保が困難であることを理由に、平成23年度以降の報告でも指摘したように入札事務に関係のない職員の立会いなく郵便入札を行っていた。

また、平成24年度報告でも指摘したように、複数の対象機関等において、郵便入札を禁止していたが、このような運用は、競争性拡大の観点から不適切である。

d 入札実施回数

装備品等及び役務の調達における改善措置について（防経装第8632号。18.9.7）によれば、入札実施回数は原則2回までとされているが、やむを得ず2回を超える入札を行った場合は、契約担当官等の承認があったことや、2回を超える入札を行うこととした理由等を記録化することが望ましい旨、平成24年度監察において指摘したところである。

全ての対象機関等において、2回を超える入札案件を確認したが、以下のような取組が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、2回を超えて入札を実施する際、チェックリストを作成する等、2回を超える入札を行うこととした理由の記録化を行っていた。
- ② 半数の対象機関等において、2回を超えて入札を実施する際の判断基準を明確化していた。

一方で、以下のような改善を要する点が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、契約担当官等による承認なしに、担当者の判断のみで、2回を超える入札を実施していた。
- ② 複数の対象機関等において、契約担当官等から判断権限の委任を受けたとされる者の判断により、2回を超える入札を実施していたが、委任状等、権限委任の事実を明確化する書類の作成を行っていなかった。
- ③ 多くの対象機関等で、2回を超える入札を行った際の記録化を行っていなかった。

2回を超える入札が安易に許容されると、業者は、高い金額で当初入札を行い入札金額を徐々に引き下げることにより、予定価格に近い価格で落札することが可能となり、契約価格の低減が図れなくなることから、本来例外であるはずの2回を超える入札が安易に許

容され得る上記のような状況は好ましくない。

(エ) 契約に係る情報の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）によれば、公共工事の発注見通しや契約の実績等について公表することとされているが、一部の対象機関等において、文書閲覧窓口（情報公開室）における公表が漏れている案件が見られた。

また、公共調達に適正化を図るための措置について（経装第11020号。18.12.7）によれば、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、一定期間までに公表することとされているが、一部の対象機関等において、公表が漏れている案件や、金額に誤りのある案件が見られた。

主な原因は、担当部署における法規等に対する理解不足、公表の重要性に対する認識不足及び担当者任せによるチェック体制の機能不十分が考えられる。

不備事項については、現地で速やかに是正がなされたものの、このように公共工事等の契約に係る情報の公表が漏れていることは、競争性拡大の阻害要因となるばかりでなく、法令違反にもなることから、再発防止に向けた改善が必要である。

(オ) 公募要領

ある対象機関等において、汎用品の修理案件の公募に際し、その条件として、製造企業と締結している技術援助契約等を証明する書類の提出を求めているものが存在した。

汎用品の修理については、必要な技術さえあれば、製造企業以外の業者でも修理可能であり、このように参入可能な業者を排除するような公募条件を付していることは、競争性拡大の観点から問題であり、改善を要する。

(カ) 特約条項

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）では、秘に指定された物件の製作等を部外に委託し、委託先から下請負の許可の申請がなされた場合、当該下請負者が秘密保全に関する規定を含む契約（以下「三者契約」という。）を防衛省と行った場合に限り許可することができる旨規定されている。

しかし、ある対象機関等において、三者契約を結んでいない第三者による下請負を許可していた。原因は、訓令の規定を承知しないまま、前例を踏襲したことにあり、改善する必要がある。

(キ) 小括

2回を超える入札を実施する際の処置について、平成24年度監察

では皆無であった記録化の取組が、半数の対象機関等において行われていた。また、半数の対象機関等で、2回を超える入札を実施する際の判断基準を明確化していた。これらの状況は公正な契約事務手続の意識が徐々に浸透しつつあるものとして評価できる。

一方で、依然として、予定価格の算定要領や取扱い等について、問題がある対象機関等が複数見られた上、一部ではあるが、契約に係る情報の公表が正確になされていない対象機関等も見られたことから、引き続き改善の意識及び取組が必要である。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札談合情報の取扱い

a 公正取引委員会への通報

対象機関等は、入札談合が疑われると判断した案件については、いずれも公正取引委員会に適切に通報を行っていた。

b 談合情報等対応マニュアルの理解度等

以下のとおり、談合情報等対応マニュアルの理解が不十分な状況が見られた。

① 各対象機関等とも、アンケートにおいて、同マニュアルの存在を知らない、あるいは、聞いたことがあるかも知れない旨回答した職員が8パーセント以上いた。

② ほとんどの対象機関等において、同マニュアルの存在を知っていても、談合情報を得た場合の対応を知らない者や公益通報者保護制度と混同している者が多数見られた。

このように、同マニュアルの理解が不十分であるため、入札談合情報が提供された際、同マニュアルに沿った適切な対応が採られない可能性がある。

c 公益通報者保護制度の理解度

全ての対象機関等において、公益通報者保護制度に関する教育が不十分等の理由により、公益通報者保護制度の存在は知っていても、その趣旨及び窓口について知らない職員が複数見られた。

(イ) 入札結果の事後的検証

21年度大臣指示を受けて、入札結果の事後的検証について調査を行った結果、以下のような取組が見られた。

① 多くの対象機関等において、高落札率、入札順位の規則性等に着目して複数年度にわたるデータ分析を実施し、談合の疑いがある案件について、公正取引委員会に通報していた。

② 多くの対象機関等において、医薬品、印刷物、事務用品等の入札談合のリスクが高いとされる品目を対象に分析を実施していた。

③ 複数の対象機関等において、上級機関等から配布された談合の兆候の有無を分析することができる分析ツール及び分析マニュアルを用いて入札結果の事後的検証を行っていた。また、他機関等で作成されたツールを活用する試みも一部の対象機関等で見られた。

一方で、依然として以下のような改善を要すべき事項が見られた。

① ある対象機関等において、入札談合防止の観点からの自主的な分析が全く行われていなかった。

② 複数の対象機関等において、落札金額のシェア率、新規業者参入時における不自然な落札率の変動等に着眼した分析が行われていなかった。

③ 一部の対象機関等において、医薬品等入札談合のリスクが高いとされる品目についての分析が行われていなかった。

④ 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（経施第28号。21.1.5）により、入札時に工事費内訳書を参加業者から徴取することにより、不正行為防止に努めることとされているが、一部の対象機関等において、入札時に工事費内訳書を提出させていなかった。

⑤ 一部の対象機関等において、業務多忙等を理由に検証に消極的な職員、検証の必要性を認識していない職員が存在した。

その背景には、職員らが事後的検証の重要性を十分理解しておらず、業務多忙等を理由に他の業務が優先される傾向にあること、また事後的検証の方法について、職員の理解が不十分であることなどがあると思われる。

(ウ) 小括

以上のとおり、入札結果の事後的検証については対象機関等のほとんどが取り組んでいた。

特に、平成24年度監察においては、一部の機関等が検証を全く実施しておらず、検証を実施していた機関等においても、その多くは平成24年度のみ分析に終始していたが、平成25年度はほとんどの対象機関等が、検証を実施し、その多くで複数年度にわたる分析を行っていた。

これらの状況から、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が浸透し、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、全く分析を実施していない対象機関等が依然として、存在することや、意識の低調な職員が見られることは、問題である。

また、全ての対象機関等において、談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度の理解度が十分ではないことから、教育方法等に

については依然改善の余地がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度

ア 教育の実施状況等

入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（防経装第6186号。23.5.17）を受け、ほとんどの対象機関等では、調達等関係職員を対象とする入札談合防止教育を行っていた。

また、公正取引委員会から講師派遣を受けて教育を実施する等、職員意識を変えるために創意工夫している対象機関等も見られた。

一方で、以下のような改善を要すべき点が見られた。

- ① ほとんどの対象機関等において、職員の業務多忙や不在あるいは調達等関係職員の管理が不十分であること等を理由に、職員の一部にしか教育を行っていなかった。
- ② 一部の対象機関等において、各部課単位で教育を実施しており、必ずしも法令等に関する知識、教育の技能等の面で、最適任者による教育が実施されているとは言い難い状況であった。
- ③ 複数の対象機関等において、教育計画が年間の業務計画に盛り込まれていなかったり、そもそも教育実施に関する計画自体が存在しない等、計画的な教育が実施されているとは言い難い状況であった。
- ④ 多くの対象機関等において、具体例に乏しく必要事項が欠落している教育資料や、規則を列挙するのみで教育効果を上げる上で問題がある教育資料を用いていた。
- ⑤ 複数の対象機関等において、教育後に、職員の理解度の把握が行われていなかった。

かかる状況から、関係職員全員に漏れなく周知・徹底が図られているとは言い難い状況であった。

イ 法令等の理解度

入札談合防止関連の法令等に対する職員の理解度については、ほとんどの対象機関等において、業界関係者との対応要領に関する知識が不十分な職員、入札談合等関与行為の4類型や防衛監察結果に基づく防衛大臣指示を知らない職員が散見された。

また、複数の職員から、「教育は受けたと思うが、内容ははっきりと覚えていない」、「自分の身近な話ではないので、教育を受ける上で必要な意識がないのかも知れない」旨の回答があり、これらの発言から、理解度の低い内容について、知識の底上げを図る等の工夫や、教育内容を理解する必要性を認識させる工夫がなされていないことがうかがわれた。

このため、教育要領については改善の余地がある。

ウ 小括

以上のとおり、平成24年度同様、ほとんどの対象機関等で、教育に対する職員の理解度が十分と言えない状況にあった。

その原因は、理解度の把握が十分行われていないため、職員の理解度を踏まえた教育が行われていないという教育側の問題もさることながら、特に調達要求部署の職員に見られるように、競争性の拡大や入札談合防止は自分とは余り関係がないとの誤った認識を持っている職員側にもあるように思われる。

また、業務多忙等を理由に、教育を受けていない職員が、多くの対象機関等で見られたことから、管理者は、職員に教育を受けさせ、その理解度を確保する等、担当者任せにすることなく指導・監督をすることが必要である。

(3) 入札談合の防止に対する職員の意識

事前に実施したアンケート結果では、全ての対象機関等において、90パーセントを超える職員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答した。

その一方で、実地監察時の面談において、法令等の理解度が低い職員や、「民間の談合はあるかもしれないが、官製談合は起こらないと思う」などと官製談合さえなければ民間の談合については関心がないかのような発言をした職員、調達金額の多少にかかわらず官製談合のリスクがあるにもかかわらず、「調達金額は少額であるため、官製談合は起こり得ない」などと述べた職員が各対象機関等において数多く見られた。

また、第1補給処事案について、「第1補給処事案は、契約部署が起こしたものであり、要求部署は関係がない」などと事実とは異なる認識を述べた職員やそもそも事案自体を知らない職員も複数見られ、教訓が風化し、当事者意識の低下につながっていることがうかがわれた。

かかる状況から、各対象機関等及び各職員間で程度の差はあるものの、入札談合防止に対する職員の意識については、教育の際、過去の事案の紹介により、当事者意識を高める等、改善の余地があるものと考えられる。

(4) 年度末の予算執行

23年度大臣指示を受けて、調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）を年度末に行っていないかについて調査した。

その結果、一部の対象機関等ではあるが、契約額が、数年単位で執行残額と符合している等、ゼロ調整が疑われる案件が認められた。また、複数の対象機関等において、23年度大臣指示を理解していない管理職を含む職員が依然として見られた。

しかしながら、平成24年度以前は、70パーセント以上の機関等においてゼロ調整が疑われる案件が認められたところ、平成25年度においては、調査した限り、80パーセントの対象機関等で改善が見られた。

かかる状況から、いまだ完全とはいえないものの、ゼロ調整防止の意義について、多くの機関及び職員に浸透しつつあり、着実に改善されつつあるものと考えられる。

5 改善策

対象機関等においては、21年度大臣指示、23年度大臣指示及び第1補給処事案の報告書を踏まえた改善措置が採られているものの、その程度には、上記のとおり相当な差が見られる。

そのため、以下の改善策を今後実施することにより、このような差を無くし、入札談合防止に向けた取組の全省的な底上げを図ることが期待される。

(1) 入札談合防止に向けた施策等について

ア 競争性の拡大

(ア) 共通

多くの対象機関等で競争性拡大のための取組が実施されるようになったものの、対象機関等により差が見られること、また取組の多くは契約部署や個人の努力のみに頼っていることから、上級機関等や各対象機関等における管理者は、競争性拡大の意義を理解し、特定の部署や担当者任せにすることなく、組織的に競争性拡大に取り組むよう要求部署等を指導することが望ましい。

また、現在の取組が今後も継続されるようマニュアル化や規則化する等明文化を行うことが望ましい。

なお、一部には、入札談合防止に向けた競争性拡大のための取組の必要性は認識しているものの、ノウハウに乏しい対象機関等も見られたことから、上級機関等による積極的な指導や外部機関等による教育の利用、近傍の機関等との情報交換も必要である。

(イ) 競争性のある契約方式の拡大

競争性拡大のためには、特に汎用品の調達に関し、少額随意契約が可能な金額の上限を引き下げる、複数の案件を取りまとめて一般競争入札を行うといった取組により、競争性のある契約方式を拡大することが重要である。このためには、契約部署のみならず、調達要求部署も含めて、調達計画を先行的に整備し、一括調達を図る等、組織的に競争性拡大へ取り組むことが望ましい。

(ウ) 一者応札の削減

競争性を実質的に拡大させるには、一者応札案件について、参入業

者の拡大を図ることが重要である。このためには、汎用品の購入、工事等、特に複数者が応札可能と見込まれる案件について、一者応札となった原因を分析し、これを取り除くための対策を講ずる必要がある。

例えば、一者応札等の原因に応じて、①近隣の駐屯地、自治体、商工会議所等にも公告等を掲示する、②公告等を行う期間を延長する、③新規業者説明会を開催して入札等への参加を促す、④入札参加資格や公募の条件を緩和する、⑤仕様書を見直すなどして、多数の業者が入札等に参加するよう努める必要がある。

(エ) 総合評価方式による調達に関する記録の管理

今後は、制定された管理要領に基づき確実に記録を管理することが必要である。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

不正防止の観点からは、少なくとも案件ごとに、予定価格算定業務と契約事務の担当者を分けるなどして、一連の業務を同一の職員が行わないようにする必要がある。

(イ) 指名随契審査会等

指名随契審査会等については、形骸化させずに、その実効性を高めることが重要である。

このため、その意義について関係者が理解した上で、持ち回りによる審議ではなく、実際に委員を招集して、仕様書等に競争性を阻害する記載がないか等の実質的な審議を行う必要がある。

また、競争性、公正性を確保するため、指名随契審査会等に、調達等関係職員以外の者を含める等により、第三者の客観的視点を取り入れるとともに、議論した内容は、事後的に検証できるよう議事録に詳細に記録することが望ましい。

(ウ) 仕様書等の点検体制等

a 仕様書等の点検体制

調達要求部署及び契約部署は、物品・役務等調達関係チェックシートを用いた点検を形骸化させることなく、仕様書等の記載に競争性確保の観点から問題がないか、十分点検する必要がある。

特に、カタログ仕様書等については、カタログ製品名が複数記載され、その後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載されていることを確認する必要がある。特定の製品が指定されている場合は、製品指定理由書等を作成し、その理由が合理的かを確認する必要がある。

また、仕様書等の内容が専門的であるため、契約部署において仕

様書等を点検することが困難な場合には、指名随契審査会等を利用することも一案である。

b 仕様書等のホームページ掲載

不開示情報が含まれていないものについては、競争性拡大のため、仕様書等をホームページに掲載するよう努める必要がある。

(エ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

人事担当者、調達等関係職員及びその管理者は、調達業務に携わる職員が、業者との癒着等により、入札談合に関わるリスクについて、十分認識する必要がある。

人事担当者は、いかなる業務に従事する職員が調達等関係職員に該当するのか十分理解の上、各部署と連携して調達等関係職員を漏れなく把握し、補職替え等適切に管理する必要がある。

(オ) 会計監査機能

各年度で定められた会計監査の重点項目について、会計監査を適切に実施する必要がある。また、会計監査に当たっては、できる限り直接的な証拠を確認するなどして、問題点を看過しないよう努める必要がある。

ウ 業界関係者等との対応

(ア) 情報保全措置

情報保全措置が不十分な対象機関等が依然として見られたことから、対象機関等は、業者等との接触場所における情報保全措置が適切に施されているかを再度確認し、問題があれば速やかに改善する必要がある。

(イ) 業者等との接触

対応要領に反する単独対応が依然として見られたことから、対象機関等は、職員らが対応要領に従って業者等への対応をしているか確認するとともに、引き続き職員への教育を行う必要がある。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

OB確認が未実施であった原因の中に、OB確認に対する心理的抵抗感があることから、一部の対象機関等が実施していたように、OB確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を作成し、来訪者に記入させる等、スムーズにOB確認できるような処置を検討することが望ましい。

(エ) 来訪記録簿

記録化の趣旨を踏まえ、業者等と接触する可能性のある全ての部署において、記録化を図るとともに、書式を一件一葉とするなどして、来訪者が他者に把握されないようにすることが望ましい。

(オ) 働きかけを受けた場合の対応

働きかけに該当する行為の具体的内容や働きかけを受けた場合の対応について、承知していない職員が多数いたことから、引き続き教育を行う必要がある。

(カ) 対応要領の掲示

幾つかの対象機関等が行っていた対応要領の内容の掲示は、業者に対する注意喚起のほか、職員に対する注意喚起にも有効であることから、他の機関等においても同様の取組を行うことが望ましい。

エ 契約事務手続の実施状況

(ア) 調達要求書等の保管

予定価格を推定できる調達要求書等については、予定価格漏えい防止の観点から、外部から視認することができない鍵のかかる書庫等に保管し、その電子データについてもパスワードを設定する等関係職員以外の者が容易に閲覧できないよう適切に管理することが望ましい。

(イ) 予定価格

a 予定価格の算定

複数者からの見積りの徴取、近傍機関等との情報交換やインターネット等を利用した市場調査、市場調査によって得られた実勢価格に基づく適正な値引率の算定等、多面的な情報の取得及び検討に基づき、適正かつ推測されにくい予定価格の算定に努める必要がある。

b 予定価格等の取扱い

漏えい防止のため、予定価格調書等を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、それらの電子データにパスワードを設定するなどして、知り得る者を限定する必要がある。

(ウ) 入札

a 入札説明会

談合防止の観点から、仕様書の記載を詳細にするなどして、入札説明会を極力行わないようにし、やむを得ない事情により入札説明会を実施する場合にも複数回に分けて行い、業者が一堂に会さないよう配慮することが望ましい。

なお、入札説明会を実施する場合においても、競争性確保の観点から、入札説明会に参加することを入札の参加要件としないことが必要である。

b 入札室への入室

業者だけを入札室に待機させることのないよう、入札直前に入札室を解錠するか、開場後入札開始まで職員を配置することが望ましい。

c 入札実施態勢

郵便入札の際には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる必要がある。

d 入札実施回数

入札実施回数について、原則として2回が限度であり、例外的に2回を超えて入札を行う場合には、契約担当官等の承認が必要であることを周知させることが必要である。契約担当官等から判断権限の委任を受けた者に2回を超える入札の判断を行わせる場合には、委任状等、権限委任の事実を明確化する書類の作成を行うことが望ましい。また、2回を超えて入札を行ったことの妥当性と公正性を高めるため、判断基準を明確化しておくことが望ましい。

さらに、事後的に検証ができるよう、契約担当官等の承認があったことや2回を超える入札を行うこととした理由等について記録化することが望ましい。

(エ) 契約に係る情報の公表

契約の透明性を確保する観点から、部外に対する公表の重要性を認識し、担当者任せにすることなく、教育や根拠文書の配布等による周知・徹底や、担当者以外の者に点検させるいわゆるダブルチェックを行うなどして、確実に公表を行う必要がある。

(オ) 公募要領

機器修理役務等の一見専門性が必要と思料される契約であっても、その汎用性について確認し、競争を阻害する公募条件を付さないようにする必要がある。

(カ) 特約条項

前回実施した手続を事務的に踏襲するのではなく、最新の根拠規則を確実に把握し、契約手続を行う必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札談合情報の取扱い

入札談合に関する情報は、契約事務を担当する職員に直接提供されるところに限らないため、全職員に談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度について教育する必要がある。

(イ) 入札結果の事後的検証

依然として、自主的な検証を実施していない、あるいは意識の低い職員が存在する対象機関等が見られることから、引き続き事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育した上、分析の対象や項目を拡大するなど充実した事後的検証を行う必要がある。

この際、現場の各機関等が効率的かつ効果的な検証を行えるよう、

内部部局及び陸海空の各幕僚監部から検証要領等を具体的に示して周知・徹底するとともに、その実施状況や内容を把握し、今後の教育・指導等に反映させることが望ましい。

また、検証ツールや具体的な検証要領等について、各機関等相互に情報を共有するなど、緊密に連携することが望ましい。

(2) 法令等の理解・教育の充実並びに入札談合の防止に対する知識及び意識の向上

ア 職員の意識

入札談合を防止するためには、契約のみならず調達要求に係る業務に従事する各職員が正しいリスク認識と警戒心を持つとともに、入札談合等関与行為防止法等の内容を十分理解して官製談合防止に努めることはもちろん、民間事業者間の談合についても、その防止に努めなければならないことを十分認識する必要がある。

また、既に一部で、第1補給処事案について理解が不十分な者が見られ、当事者意識の低下が懸念されることから、過去の重大事案に学ぶことで、当事者意識を高める必要がある。

イ 管理者の意識

管理者は、担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令に違反することがないように、確実に職員を管理することが必要である。

ウ 教育実施要領

調達要求部署も含め調達等関係職員を確実に把握した上、入札談合防止に関する教育・研修を年度の業務計画に盛り込み、定期的な集合教育を実施するとともに、新着任者教育及びその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るなどして、全職員に対し、入札談合防止に関する法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を漏れなく設ける必要がある。

その際、業務、職務に応じて必要とされる知識には差異があることから、教育対象ごとに教育内容を適切に設定するなどして、各職員が必要な教育を効率的に受けられるよう工夫することが望ましい。教育の内容については、単に入札談合の概論や法律等の紹介にとどまらず、防衛省の通達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのかなどに触れるとともに、防衛省はもとより、他機関や他省庁で生じた具体的事例を交えるなど、業務に即した内容となるよう努める必要がある。

さらに、一部の機関等で行われているように、教育後にテストを行う、教育実施記録を作成するなどして、職員の理解度を把握し、教育効果の分析を行いつつ教育の改善を図ること、また、公正取引委員会等部外か

らの教育を利用することにより職員意識の変革を図る等効果的な教育の創意工夫に努めることにより、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めることが望ましい。

(3) 年度末の予算執行

年度末の最終の契約について、契約額が1円単位で残予算と符合することは不自然であり、このような符合は、落札業者との間で予定価格に係る情報の共有があったとの疑念を生じさせかねない。また、年度末の契約を通じて特定の業者との関係が生じれば、それが談合の温床ともなり得ることから、ゼロ調整は根絶する必要がある。

また、いまだに23年度大臣指示を理解していない職員や、年度末における需要のない予算の使い切りについて、誤った認識を有する職員が、管理者を含め存在する。これらを踏まえ、機関等は、23年度大臣指示の趣旨を踏まえた適切な教育資料を作成し、調達等関係職員及びそれらを指導監督すべき管理者に対しても、反復・継続的に教育を行う必要がある。

6 今後の予定

「入札談合防止」については、平成26年度においても監察を継続する。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要

平成24年度に引き続き、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について、機関等に対し監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成24年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、更に監察を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第4のとおりである。

イ 内容

職員との面談及び現場等の確認を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は162日、面談相手の延べ人数は1,863名である。

3 監察の結果

(1) 機関等に共通する事項

ア 全般

(ア) 上位規則と内部規則の不整合等

平成24年度報告では、機関等において、秘密保全、情報保証、文書管理及び個人情報保護といった分野に関し、上位規則と整合しない内部規則を定めている等不適切な事例があったことを指摘した。

平成25年度監察でも、平成24年度報告と同様、多くの対象機関等において、秘密保全、情報保証、個人情報保護及び武器の管理といった分野に関し、上位規則との不整合、内部規則の未制定、上位規則の改正を受けた内部規則の見直しの未実施といった事例が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を捉えて訓令等上位規則の内容の周知徹底に努めるとともに、上位規則の改正を受けた機関等の内部規則の確実かつ速やかな見直しについても指導する必要がある。

(イ) 教育

防衛省・自衛隊においては、法令遵守に関する各種教育において、

機関等の管理者・担当者を中央又は中間司令部に参集させて教育を行う、いわゆる集合教育の手法を活用している。こうした集合教育に参加した機関等の管理者・担当者は、それぞれの所属する機関等に戻った後、当該教育で得た知識・情報を普及することが期待されている。

平成25年度監察では、一部の対象機関等において、普及に当たって、教育内容を工夫したり、教育終了後に軽易な試験を実施して職員の理解度を確認したりするなど、積極的な取組が見られた。

一方で、平成24年度報告と同様、ほとんどの対象機関等において、集合教育に参加した管理者・担当者が普及教育を行っていない事例や、普及教育は行っているものの、資料を読み上げるだけにとどまっている事例が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、集合教育の効果を更に高めるため、当該教育への参加者に対し、所属する機関等に戻った後に必ず普及教育を実施するとともに、普及教育の質的な改善を推進するよう引き続き指導し、徹底を図ることが望ましい。

(ウ) 点検・検査等

平成24年度報告では、ほとんどの機関等において、秘密保全、情報保証、文書管理、個人情報保護等の各分野について、訓令等に定められた点検・検査等の結果、問題なしと報告されているにもかかわらず、僅か数日間の監察の中で規則違反等の不具合が発見されたことは非常に憂慮すべき状況であると指摘した。

平成25年度監察では、平成24年度報告と同様の不具合だけでなく、多くの対象機関等において、訓令等に定められた点検・検査等の未実施、点検簿冊等の記載漏れといった事例が認められた。

これは、各種の点検・検査等が依然として形骸化していることをうかがわせるものであり、法令遵守の観点から非常に憂慮すべき状況が継続している。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、機関等に対して引き続き強力に指導する必要がある。

(エ) 上級管理者等の意識

機関等において法令遵守の意識を高めるには、まず上級管理者や各級指揮官等が下位の者に対し範を示すとともに、適時適切な指導を積極的に行っていくことが肝要である。

平成25年度監察では、一部の対象機関等において、隊長自身が部下職員に対して根拠に基づく適正な業務の実施を求めることで、職員の法令遵守の意識の高揚を図る等、積極的な取組が行われている状況が認められた。

一方で、一部の対象機関等において、上級管理者や各級指揮官等が

業務上の問題点を把握していない事例や、問題点を把握して積極的に改善を指示する姿勢に欠ける事例が認められた。このような状況は法令遵守の意識の高揚という観点から好ましくない。

内部部局及び各幕僚監部は、上級管理者や各級指揮官等が率先して法令遵守を実践するよう指導するとともに、上級管理者や各級指揮官等に対しても法令遵守に係る教育を行うことが望ましい。

(オ) 関係職員の指定

秘密保全、情報保証、文書管理、個人情報保護等の行政事務に関連し、秘密保全責任者等の関係職員が指定され、それぞれの事務を法令に従って適切に実施する責任を負っている。

しかしながら、多くの対象機関等において、関係職員の未指定や、指定条件を満たしていない職員の指定、異動した職員の指定未解除や後任の関係職員の未指定、更には指定の事実を本人に伝達せず、本人も関係職員であることを認識していない等の事例が認められた。このような状況は、事務の適切な実施の観点から問題である。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を規則に従って適切に指定するよう指導する必要がある。

(カ) コンプライアンスに関する取組

平成25年度監察では、コンプライアンス意識の高揚、不祥事の未然防止の観点から、複数の対象機関等において様々な取組が行われていることを確認した。

具体的には、

- ① セクシュアル・ハラスメント防止及びメンタルヘルスに関する相談体制や相談窓口、公益通報窓口等を周知するポスターを作成し、執務室等に掲示
- ② セクシュアル・ハラスメント相談員、パワー・ハラスメント相談員、メンタルヘルス相談窓口、公益通報窓口等を記載した名刺大のカードを作成して全職員に配布し、携行を奨励
- ③ コンプライアンスに関する関連法令や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成し、職員に配付
- ④ 一層のコンプライアンス意識の強化及び倫理観の育成を図る目的で、コンプライアンス・セミナーを開催
- ⑤ 法令遵守の意識・態勢を強化する目的で、独自にコンプライアンス週間を設定し、職員に対し隊務に関連する法令を周知徹底等である。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等のコンプライアンスに関する積極的な取組を他の機関等にも紹介する等の奨励策を講じ、全省的な取組としてより一層活性化させることが望ましい。

イ 秘密保全

(ア) 全般

平成24年度報告では、多くの機関等において、秘に該当する文書等の管理等に関して不適切な事例が散見されたことを指摘したが、以下のとおり、その多くについていまだ改善が進んでいない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

(イ) 閲覧簿への記録

依然として複数の対象機関等において、秘密保全に関する訓令の趣旨に従わず、閲覧簿への記録の省略が広く行われている状況が認められた。

本件については、平成22年度報告を受けて、平成23年11月に防衛政策局から閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図るための通知文書が発出されたが、依然として、末端の機関等に周知徹底されていない可能性がある。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、法令及び同通知文書の趣旨を周知徹底するために引き続き指導を行う必要がある。

(ウ) 立入禁止場所等の管理

一部の対象機関等において、以下のような秘密保全上不適切な事例が認められた。

- ① 立入禁止場所であるにもかかわらず、規則に定められた立入禁止の掲示が行われていなかった。
- ② 日常的に秘密を取り扱う執務室等に、保全責任者等が許可なく携帯電話を持ち込んでいた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、立入禁止場所の管理及び携帯電話等の携帯型情報通信・記録機器の持込禁止について、規則に従い、より厳格に行うよう引き続き指導する必要がある。

(エ) 秘に指定された文書等の保管容器

多くの対象機関等において、以下のような秘密保全上不適切な事例が認められた。

- ① 秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤かぎの組合せを、規則の定める時期に変更していなかった。また、文字盤かぎの組合せの変更期日を記録する簿冊に不正確な記載があった。
- ② 秘に指定された文書等を保管している容器に秘に指定された文書等以外の文書、未使用の可搬記憶媒体、消耗品等が保管されていた。
- ③ 文字盤かぎを解錠したまま、さし込み式かぎのみで開閉して使用

していた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、秘に指定された文書等の保管容器の管理について、規則に従い、より厳格に行うよう引き続き指導する必要がある。

(オ) 秘に該当する文書等の管理

複数の対象機関等において、以下のような秘密保全上不適切な事例が認められた。

- ① 秘に指定された文書等が保管容器外の場所に保管されていた。
- ② 秘に該当する可能性のある文書が、秘としての管理の必要性を検討されないまま、放置されていた。
- ③ 秘を含む物件が、課業後も保管容器に格納されることなく作業場所に放置されていた。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えいといった重大な事態にもつながりかねないことから、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、秘に該当する文書等の管理をより厳格に行うよう引き続き指導する必要がある。

(カ) 秘密電子計算機情報の取扱い

一部の対象機関等において、業務上作成した秘密電子計算機情報は可搬記憶媒体に格納しなければならないと規則上規定されているにもかかわらず、業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納していた事例が、平成24年度に続いて認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、本件事例の再発防止の観点から、引き続き機関等を指導する必要がある。

ウ 情報保証

(ア) 全般

平成24年度報告では、多くの機関等において、業務用パソコンや業務用可搬記憶媒体の管理等に関して不適切な事例が散見されたことを指摘したが、以下のとおり、その多くについていまだ改善が進んでいない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

(イ) 情報保証訓令等の改正

平成22年度報告を受け、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）等の改正に向け、情報保証訓令を所管する運用企画局が各幕僚監部等と協議を行い、平成26年4月25日に情報保証訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.2

0)の一部が改正された。

内部部局及び各幕僚監部は、情報保証訓令等の改正内容及びその趣旨の周知徹底に努めるとともに、情報保証訓令等の改正を受けた機関等の内部規則の確実かつ速やかな見直しについても指導する必要がある。

(ウ) 業務用可搬記憶媒体の管理状況

多くの対象機関等で、引き続き以下のような情報保証上不適切な事例が認められた。

- ① 同一の部隊等情報保証責任者が管理する業務用可搬記憶媒体が、一つの執務室内で、複数箇所に分散して保管されていた。
- ② 部隊等情報保証責任者及び同補助者がいずれも配置されていない執務室において、業務用可搬記憶媒体が保管されていた。
- ③ 未登録のまま、集中保管されないで放置されている業務用可搬記憶媒体があった。
- ④ 業務用可搬記憶媒体を格納している保管容器の鍵の管理が不適切で、誰でも取り出せるような状態となっていた。
- ⑤ 業務用可搬記憶媒体を格納している保管容器の鍵を情報保証関係職員に指定されていない職員が管理していた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、業務用可搬記憶媒体の管理要領について改めて指導する必要がある。

(エ) 業務用可搬記憶媒体の数量の削減

平成24年度報告では、情報保証上のリスク低減の観点から、業務用可搬記憶媒体の数量削減の余地が十分あるにもかかわらず、職員1人につき1個以上の業務用可搬記憶媒体を割り当てて使用させていたり、未使用の業務用可搬記憶媒体を多数保管している機関等があることを指摘した。

しかしながら、平成25年度監察においても、一部の対象機関等で同様の事例が認められた。

機関等は、保管している業務用可搬記憶媒体の数量が多いほど情報保証上のリスクが高まることを十分認識し、その使用実績を踏まえて数量を必要最小限にとどめるよう絶えず努力していくことが望ましい。

(オ) 認証情報等の管理

半数の対象機関等において、以下のような情報保証上不適切な事例が認められた。

- ① 業務用パソコンのログインパスワードが記載された紙片が人目に付く場所に貼り付けられていた。
- ② 長期間にわたり業務用パソコンのログインパスワードを変更して

いなかった。

- ③ 情報システムの I C カードが常時カードリーダーに挿入されたまま放置されていた。
- ④ 情報システムの I C カードが複数の職員で共用されていた。
- ⑤ 一定時間放置された場合に再認証を求める設定がなされていない業務用パソコンや、再認証を求めるまでに要する時間設定が基準より極端に長い業務用パソコンがあった。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、情報システムの認証情報の重要性について周知徹底するとともに、認証情報の管理要領について改めて指導する必要がある。

(カ) 運用承認を受けていない情報システム

一部の対象機関等において、以下のような情報保証上不適切な事例が認められた。

- ① 運用承認を受けていない情報システムが運用されていた。
- ② 情報保証訓令上の承認権者以外の者による運用承認を得て運用されている情報システムがあった。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、情報システムに関する運用承認の意義について改めて周知徹底する必要がある。

(キ) 情報システムの脆弱性への対応

平成 23 年度及び平成 24 年度報告では、一部の機関等において、ウイルス対策ソフトが更新されていない、又はインストールされていない業務用パソコンがあり、脆弱性への対応という観点から問題があることを指摘した。

平成 25 年度監察でも、複数の対象機関等において同様の事例が認められ、依然として改善されていない。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、引き続き情報システムの脆弱性への対応に万全を期すよう指導する必要がある。

(ク) 業務用パソコンの盗難防止措置

複数の対象機関等において、以下のような情報保証上不適切な事例が認められた。

- ① ワイヤーによる盗難防止措置がなされていない業務用パソコンや、盗難防止措置が不十分な業務用パソコンがあった。
- ② ワイヤーの鍵の管理が不適切であった。
- ③ 不用決定手続中のデータ未消去の業務用パソコンが、無施錠の保管場所に保管されていた。

④ 業務用データが消去されていない可能性がある数百台の業務用パソコンが、不用決定手続を進めている間、地下倉庫内に積み上げられ、数量確認も困難な状態で保管されていた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、業務用パソコンの盗難防止措置の徹底を引き続き指導する必要がある。

(ケ) 業務用パソコン等の持ち出し

複数の対象機関等において、以下のような情報保証上不適切な事例が認められた。

- ① 持ち出しが認められていない業務用パソコンを持ち出していた。
- ② 許可権者以外の者による許可で、業務用パソコンや業務用可搬記憶媒体を持ち出していた。
- ③ 無許可で業務用可搬記憶媒体を持ち出していた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、業務用パソコン等の持ち出し要領について再度徹底するとともに、引き続き指導を行う必要がある。

エ 個人情報保護の状況

(ア) 全般

平成24年度報告では、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等の基本的事項について不具合が散見されたことを指摘したが、以下のとおり、その多くについてはいまだ改善が十分図られているとは言い難い状況であった。

内部部局及び各幕僚監部は、このような現状を踏まえ、機関等における個人情報保護の意識や、個人情報ファイル等の管理体制を速やかに改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講じていくことが望ましい。

(イ) 個人情報ファイル等の管理

多くの対象機関等において、以下のような個人情報保護上不適切な事例が認められた。

- ① 一般の行政文書ファイル内や業務用可搬記憶媒体内に未掌握の個人情報ファイル等が保管されていた。
- ② 個人情報ファイル等が記録された紙媒体及び電磁的記録媒体に、「個人情報」の標記の表示がなされていないものや、標記が赤色調でない等の不適切な表示となっているものがあった。

(ウ) 管理台帳の整備等

複数の対象機関等において、以下のような個人情報保護上不適切な事例が認められた。

- ① 個人情報ファイル等管理台帳が作成されていなかったり、作成されていても記載漏れや未更新のものがあつたりした。
 - ② 個人情報ファイルの持出し等に関し、包括的に許可する場合は、1年未満の期間を定めることとなっているが、期間を定めずに、又は1年以上の期間を定めて、包括的に許可していた。
- (エ) 個人情報ファイル等へのアクセス制限
- 複数の対象機関等において、以下のような個人情報保護上不適切な事例が認められた。
- ① 個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等を記録した紙媒体を鍵のかかる容器に保管していなかった。
 - ② 情報システム内に保存されている個人情報ファイル等について、保護管理者等の関係職員以外の者によるアクセスを制限するために必要な措置を講じていなかった。
 - ③ 個人情報ファイル等を記録した紙媒体を保管している施錠可能な書庫内に、一般の行政文書ファイルや消耗品等を一緒に保管していた。
 - ④ 個人情報ファイル等を記録した紙媒体を保管している書庫の鍵が、保護管理者等の関係職員以外の者も使用できる状況で保管されていた。
- (オ) 個人情報ファイル等の複製
- 一部の対象機関等において、保護管理者の許可を得ることなく、個人情報ファイル等の複製をしている事例が認められた。
- (カ) 個人情報の利用目的の明示
- 自衛隊の病院及び医務室は、個人情報を取得するに当たって、その利用目的、苦情処理体制等について、掲示等により周知を図ることとなっているが、一部の対象機関等の医務室周辺には、当該掲示等がなされていなかった。
- (キ) 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託
- 平成24年度報告において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する際に、個人情報保護に係る特約条項が適切に盛り込まれていない状況があることを指摘した。
- 平成25年度監察では、一部の対象機関等で、個人情報保護を徹底する観点から、保有個人情報を直接取り扱わない部外カウンセラーとの契約においても契約条項中に個人情報の保護に関する規定を盛り込む等、前向きな取組が行われている状況が認められた。
- その一方で、一部の対象機関等において、契約条項中に個人情報保護に係る規定を盛り込んでいない、あるいは盛り込んでいないものの、その内容に一部不備がある状況が認められた。

(ク) 事故発生時及び非常時の対応

保有個人情報に係る事故が発生した場合、保護管理者は速やかに事故に関する調査及び原因分析、再発防止の措置、事故に係る個人情報によって識別される特定の個人への対応等の措置を講ずることとなっているが、一部の対象機関等の保護管理者が、上記措置を把握していない状況が認められた。

また、保護管理者は、災害時等の非常時における対応措置を定めることとなっているが、複数の対象機関等において、当該措置が未策定である状況が認められた。

オ サービス事案への対応

(ア) セクシュアル・ハラスメント

多くの対象機関等において、セクシュアル・ハラスメントに関して、以下のような問題のある事例が認められた。

- ① 身体への接触、卑わいな発言、容姿に関する発言等、セクシュアル・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨訴える職員が存在した。
- ② 性別、階級、年齢等のバランスが十分考慮されないまま、セクシュアル・ハラスメント相談員が指定された結果、女性職員から相談員へ相談しにくい状況となっていた。
- ③ セクシュアル・ハラスメント相談員に関する周知徹底が不十分で、ほとんどの職員がセクシュアル・ハラスメント相談員が誰か知らない状況となっていた。
- ④ 現にセクシュアル・ハラスメントに関する相談が行われているにもかかわらず、組織としての対応が不十分であったり、監督者に報告されず、適切な処置もなされていない状況があった。
- ⑤ セクシュアル・ハラスメントのリスクが高いにもかかわらず、監督者、セクシュアル・ハラスメント相談員等がそろってセクシュアル・ハラスメントは存在しない旨断言する等、セクシュアル・ハラスメントのリスクを十分に認識していない状況があった。
- ⑥ セクシュアル・ハラスメント相談員等への教育が不十分であり、「セクハラ相談員の手引き」を所持していないセクシュアル・ハラスメント相談員等も存在した。

このような状況から、これまでのセクシュアル・ハラスメント防止のための取組の成果が十分現れているとは言い難い。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等におけるセクシュアル・ハラスメント防止態勢を改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講ずる必要がある。

(イ) パワー・ハラスメント

多くの機関等において、パワー・ハラスメント(※)に関して、以下のような事例が認められた。

※ 平成24年1月に厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」が公表した報告書により示された「職場のパワーハラスメント」の定義及び行為類型を参照。

- ① 厳しい指導を受け精神的に落ち込んでいる職員や、指導的立場にある上級者による下級者への差別的な指導があると訴える職員が存在した。
- ② 現にパワー・ハラスメントに関する相談が行われているにもかかわらず、上級者が十分な指導やじ後の状況確認等の適切な対応をとらず放置していた。
- ③ パワー・ハラスメントの存在が強く疑われるにもかかわらず、具体的な取組を行っていない対象機関等が存在した。

セクシュアル・ハラスメントと同様、パワー・ハラスメントを放置することは、最終的には防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態にもつながりかねない。そのため、平成23年度報告及び平成24年度報告でも指摘したように、パワー・ハラスメントについて、中央において関係機関等が協議の上、セクシュアル・ハラスメントに係る訓令その他の規則に相当するような防衛省としての統一的な指針を定める等の対応を検討する必要がある。

カ メンタルヘルス

一部の対象機関等において、以下のような積極的な取組が認められた。

- ① 情報交換を行う目的で、近隣に所在する陸海空自衛隊の部隊等のメンタルヘルス関係者を集めてメンタルヘルス連絡会議を開催していた。
- ② 職員がカウンセリング窓口を気軽に利用できるよう環境整備を行うことを目的として、指揮官、最先任上級曹長等の指導者層に対する体験カウンセリングを実施していた。
- ③ 機関等と駐屯地等に所在する臨床心理士とが連携して、メンタルヘルス不調者に対する復職支援等を実施していた。

内部部局及び各幕僚監部は、このような事例を参考に、機関等の枠を超えて、職員のメンタルヘルスのための取組が行われるように積極的に指導することが望ましい。

キ 武器・弾薬の管理

一部の対象機関等において、過去の武器等紛失事案及びそれによって得た教訓に関する教育が未実施又は不十分であった。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正され、武器・弾薬の管理が適切に行われるように指導・監督を充実・強化する必

要がある。

ク 文書管理

(ア) 行政文書ファイルの整備状況

多くの対象機関等において、以下のような行政文書ファイルの整備が不十分な状況が認められた。

- ① 行政文書ファイルの背表紙が未整備であったり、整備されていても、背表紙に記載すべき情報に誤記や記載漏れがあったりした。
- ② 保存期間又は取得年度の異なる行政文書が同一の行政文書ファイル内に混在していた。

これらは、平成24年度報告でも指摘したとおり、行政文書ファイルの整備を実際に担当する職員が、日常の業務が多忙であることを理由に作業を後回しにしていることに一因があると考えられるが、行政文書の適切な管理という観点から放置できるものではない。

全ての部隊等主任文書管理者等は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第1条に規定されている行政文書の管理の重要性を十分認識し、同法及びその関連法令・規則に従った適切な行政文書の管理ができるだけ早期に実現するよう、文書管理者や文書管理担当者等の業務を適切に指導することにより組織的かつ計画的に行政文書ファイルの整備を進めることが望ましい。

(イ) 行政文書ファイル管理簿への記載

平成24年度に引き続き、ほとんどの対象機関等において、以下のような文書管理上不適切な事例が認められた。

- ① 行政文書ファイル管理簿が未整備であった。
- ② 行政文書ファイル管理簿に記載すべき事項が一部漏れていた。
- ③ 行政文書ファイル管理簿の記載内容と実際の行政文書ファイルの保管状況とが一致していなかった。
- ④ 行政文書として管理すべき文書が行政文書ファイル管理簿に記載されないまま放置されていた。
- ⑤ 個人情報ファイル等が、行政文書ファイル管理簿へ記載されていなかった。

内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を捉えて、文書管理者等に対し、行政文書ファイル管理簿の記載について引き続き指導を行う必要がある。

(ウ) 行政文書の管理・保管状況

ほとんどの対象機関等において、以下のような文書管理上不適切な事例が認められた。

- ① 前任者から引継ぎを受けた資料等、行政文書として管理すべき資料を個人資料として管理していた。

- ② 個人資料のファイル内に未登録の行政文書が混在していた。
- ③ 各職員の机周辺に保管されるべき個人資料が、行政文書ファイル等を保管している書庫に保管されていた。

平成24年度報告で指摘したとおり、このような事例が後を絶たない主たる原因は、文書管理担当者等が行政文書の定義を含め関係法令・規則を正しく理解していないことに加え、文書管理者が行政文書の管理業務を文書管理担当者等任せにして十分指導していないことにあると考えられるが、いまだ改善されていない。

このような状況が早期に是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、文書管理者等に対する指導・教育を引き続き強化する必要がある。

(エ) 標準文書保存期間基準の設定

複数の対象機関等において、以下のような文書管理上不適切な事例が認められた。

- ① 文書管理者が定める必要がある標準文書保存期間基準が定められていなかった。
- ② 規則上、1年以上の保存期間を要する文書について、「随時発生し、短期に廃棄するもの」に該当するとして、標準文書保存期間基準に定めず、行政文書ファイル管理簿にも記載していなかった。
- ③ 本来一致すべき標準文書保存期間基準の分類区分と行政文書ファイルの分類区分とが一致していなかった。
- ④ 標準文書保存期間基準は、毎年1回又は必要と認める場合には随時改訂を行う必要があるが、制定後一度も見直しを行っていなかった。

平成24年度報告でも指摘したとおり、これらの主たる原因は、文書管理者に対する教育が不十分で、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）を理解していないことにあると考えられるが、いまだ改善されていない。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、文書管理者に対する教育を引き続き充実・強化する必要がある。

(オ) 保存期間満了時の措置

複数の対象機関等において、以下のような文書管理上不適切な事例が認められた。

- ① 保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書を廃棄しないまま保管していた。
- ② 規則に定められた廃棄立会者の立会いなしで行政文書を廃棄していた。
- ③ 廃棄した行政文書を行政文書ファイル管理簿から削除せず、また、移管・廃棄簿にも記載していなかった。

④ 廃棄同意前に、廃棄していない行政文書ファイルを移管・廃棄簿に記載していた。

このような状況が是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、文書管理者等に対する指導・教育を強化する必要がある。

ケ 公益通報者保護制度

(ア) 公益通報の処理

a 処理に要する時間

防衛省において、公益通報を受け付けてから結果を通知するまでに要した日数は、制度が導入された平成19年度から平成24年度までは、平均1年2か月を要していたが、平成19年度から平成25年度まででは、平均1年と短縮している状況が認められた。

一方で、個別にみると、受付から受理までに3か月以上要している案件や、受付から結果を通知するまでに2年を超える案件が散見された。

公益通報の処理に要する期間が長期化すれば、仮に通報どおりの法令違反行為等があった場合に、それだけ当該行為等への措置が遅れ、それによる被害が拡大するおそれがあり、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るという公益通報者保護制度の目的に照らし好ましくない。

内部部局及び各幕僚監部等が連携して、組織的に公益通報に係る調査のノウハウの蓄積・共有を図るとともに、例えば、幾つかの省庁が実施している標準処理期間の設定といった取組も参考にしつつ、引き続き公益通報の処理に要する期間の短縮に努めることが望ましい。

b 調査態勢

平成24年度報告では、通報対象事実の対象である機関等において、事実関係の調査を、当該事実があったとされる部署自身に行わせることがないよう注意喚起を行うことが望ましいと指摘した。

これに関連して、平成26年6月23日、関係省庁申合せにより「国の行政機関の通報処理ガイドライン」の一部が改正され、通報処理に従事する者のみならず、各行政機関の職員は何人であっても、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならないとされた。

内部部局では、同月25日、国の行政機関の通報処理ガイドラインの一部改正について、通知文書を発出し、改正内容の周知を図っていた。

(イ) 制度の周知等

平成22年度報告を受け、平成23年12月、防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令を所管する大臣官房か

ら省内各機関等に対し、公益通報者保護制度について周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書が発出された。

しかしながら、当該制度についての教育等の措置を講じている対象機関等においても、制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解していない、あるいは全く承知していない職員が少なからず存在する状況が引き続き認められた。

また、制度周知のための掲示物を積極的に掲出している一部の対象機関等がある一方、多くの対象機関等では掲示物が全くない、掲示はしているが部外弁護士による通報窓口（ヘルプライン）に関する記述がないなど不十分な事例が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、全ての機関等において、上記通知文書に基づく措置が講じられるよう改めて指導の徹底を図る必要がある。

また、機関等は、全職員が公益通報者保護制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解するよう、反復・継続的に教育を行う等により、引き続き制度の周知徹底等に積極的に取り組むことが望ましい。

コ 自衛隊員倫理

平成24年度報告において、部外の協力団体との飲食を伴う会合の際の不適切な事例を指摘した。

しかしながら、平成25年度においても、複数の対象機関等において、部外の協力団体との飲食を伴う行事の際に、職員が負担する費用が部外者より低額に設定されている事例や、勤務時間中に行った部外講話の謝礼等を受領している事例等、不適切な事例が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対して自衛隊員倫理規程の趣旨の再度周知を図るとともに、部外の協力団体との関係に疑念を持たれることのないように指導を徹底させる必要がある。

サ 毒劇物及び有機溶剤の管理

自衛隊では、装備品等を運用・管理するという職務の特性上、多くの毒劇物や有機溶剤を使用している。これらの適正な管理は、職員の健康管理や周辺環境保護にとどまらず、サービス事故を防止する観点からも重要である。

しかしながら、一部の対象機関等において、油脂庫等の鍵の管理が不適切な事例や、管理担当者による在庫の点検が定期的に行われていない事例が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、毒劇物及び有機溶剤の管理に関する指導を充実・強化する必要がある。

(2) 警務隊

平成25年度に各自衛隊警務隊に対する一元的な監察を行った結果、警

務業務における訴訟に関する書類の管理要領等に関する規則について、各自衛隊警務隊ごとに定められ、それぞれ運用されていたが、その内容が一部整備不十分であることを確認した。また、一部、訴訟に関する書類の不適切な管理が行われているなどの状況が認められた。

訴訟に関する書類の管理要領等については、各自衛隊警務隊それぞれの特異性を考慮しつつ、基本的事項について、統一的な考えの下、運用する必要があり、内部部局及び各幕僚監部等の関係部署において所要の検討をすることが望ましい。

なお、本件については既に内部部局及び各幕僚監部等において問題意識の共有が図られており、具体的検討に着手しているところである。

(3) 防衛医科大学校

平成23年度報告において、法令遵守のための取組に当たり、事務局と病院との間の意思疎通及び連携が必ずしも円滑に行われていない可能性がある旨指摘したが、平成25年度監察においても同様の状況であり、改善が見られなかった。

防衛医科大学校事務局は、情報保証、文書管理、個人情報保護等の行政事務に関して病院を適切に指導するよう業務の進め方を見直す必要がある。

また、内部部局は、防衛医科大学校事務局が上記見直しを適切に進めていく上で必要な指導・監督を適切に実施する必要がある。

(4) 陸上自衛隊

平成24年度報告における指摘を受け、陸上幕僚監部は、各種集合訓練や各種課程教育等の機会を活用して、指摘事項への措置に関し、周知徹底を図る等、改善に向けた取組を行っていた。

平成25年度監察では、教育内容に創意工夫を凝らして職員の意識の高揚を図る部隊や、部下に対して根拠に基づく業務の遂行を求める等、法令遵守の意識の高揚に努める部隊長の存在など、具体的な取組の事例を確認できたことは評価できる。

一方で、これまで述べてきたとおり、秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等で多くの不具合が引き続き確認された上、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた取組が不十分な部隊等が認められたことから、取組がいまだ全国的に十分浸透していないものと考えられる。

陸上幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、引き続き各部隊等を強力に指導する必要がある。

(5) 海上自衛隊

平成24年度報告における指摘を受け、海上幕僚監部は、全国の部隊等に対する巡回講習や担当者集合教育等の機会を活用するとともに、教育資料の作成・配布を通じて、指摘事項への措置に関し、周知徹底を図る等、

改善に向けた取組を行っていた。

また、海上幕僚監部は、護衛艦たちかぜ乗組員の自殺事案に関して、職務、メンタルヘルス、文書管理等の巡回講習や、各級指揮官会議及び監察を通じて、同種事案の再発防止に取り組むとともに、平成24年8月以降、パワー・ハラスメント防止と発生時の適切な対応に向けた措置を定めて試行を継続する等、独自の取組を行っており、評価できる。

一方で、平成25年度監察においても、これまで述べてきたとおり、秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等で多くの不具合が引き続き確認された上、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組が不十分な部隊等が認められたことから、取組がいまだ全国的に十分浸透していないものと考えられる。

海上幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、引き続き各部隊等を強力に指導する必要がある。

(6) 航空自衛隊

平成24年度報告における指摘を受け、航空幕僚監部は、全国の部隊等に対する巡回講習等の機会を活用するとともに、普及教育資料の作成・配布を通じて、指摘事項への措置に関し、周知徹底を図る等、改善に向けた取組を行っていた。

また、航空自衛隊では、第1補給処事案を受け、法令遵守の意識を航空自衛隊の組織風土として醸成させるため、航空幕僚監部に「コンプライアンス委員会」を設置し、各種施策の検討を継続している。

さらに、パワー・ハラスメント防止の観点から、部隊長会議等の場で指揮官に対する教育を実施するとともに、部下が部隊長等をどのように感じているか意識調査を実施する等、積極的な取組を行っていた。

一方で、平成25年度監察においても、これまで述べてきたとおり、秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等で多くの不具合が引き続き確認された上、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組が不十分な部隊等が認められたことから、取組がいまだ全国的に十分浸透していないものと考えられる。

航空幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、引き続き各部隊等を強力に指導する必要がある。

(7) 情報本部

平成24年度報告における指摘を受け、情報本部は、指摘事項に対する所要の措置を講じるよう文書で周知徹底を図るとともに、調達・会計業務を担当する職員に対する教育の充実を図る等、具体的な取組を行っていた。

(8) 技術研究本部

平成24年度報告における秘密保全に関する指摘を受け、技術研究本部は、秘密区分等指定基準の見直し、秘密文書の閲覧簿整備、研究室等への

入退室管理の強化等、改善に向けた取組を行っていた。

このうち、秘密区分指定基準については、平成26年4月に新たに、秘密区分等指定の基準について（技総第86号。26.4.4）が発出されたことを確認した。

4 今後の予定

「法令遵守の意識・態勢」については、平成26年度においても監察を継続する。

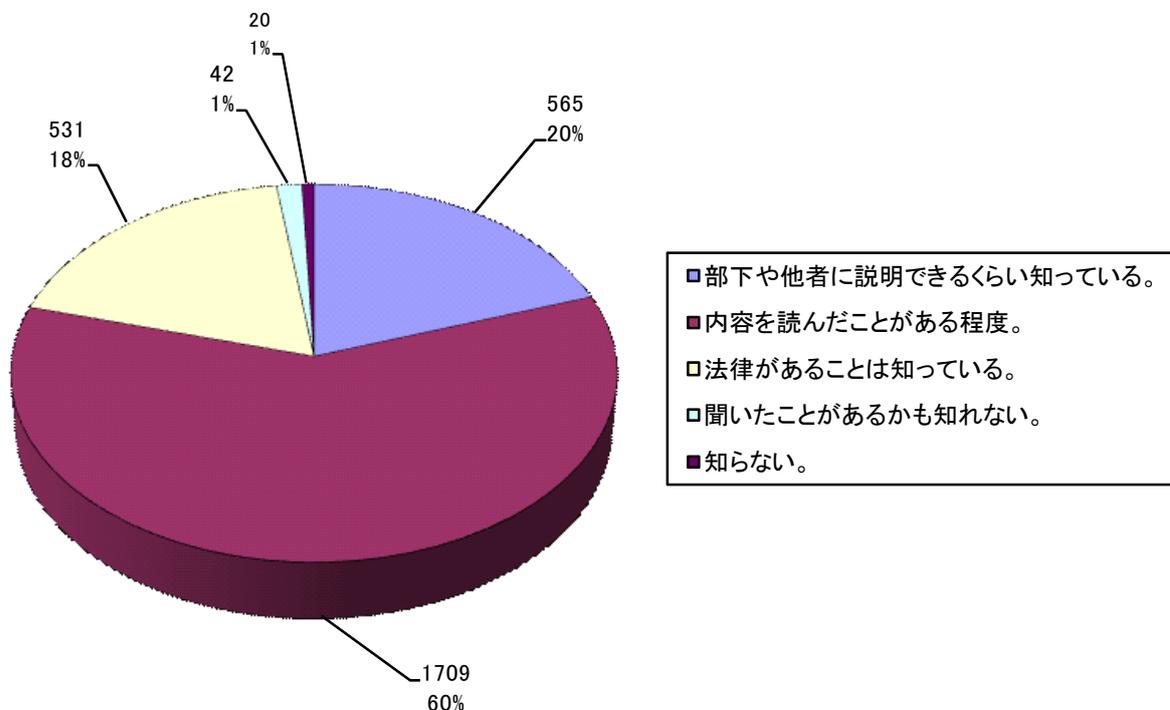
アンケート実施対象機関等（入札談合防止）

対象機関等（回答者数）	
陸上自衛隊 （1, 009）	補給統制本部（605） 北海道補給処（404）
海上自衛隊 （426）	呉地方隊（426）
航空自衛隊 （211）	第83航空隊（211）
装備施設本部（472）	
防衛大学校（113）	
防衛研究所（48）	
技術研究本部 （100）	艦艇装備研究所（100）
地方防衛局 （498）	中国四国防衛局（178）
	沖縄防衛局（320）
合 計（2, 877）	

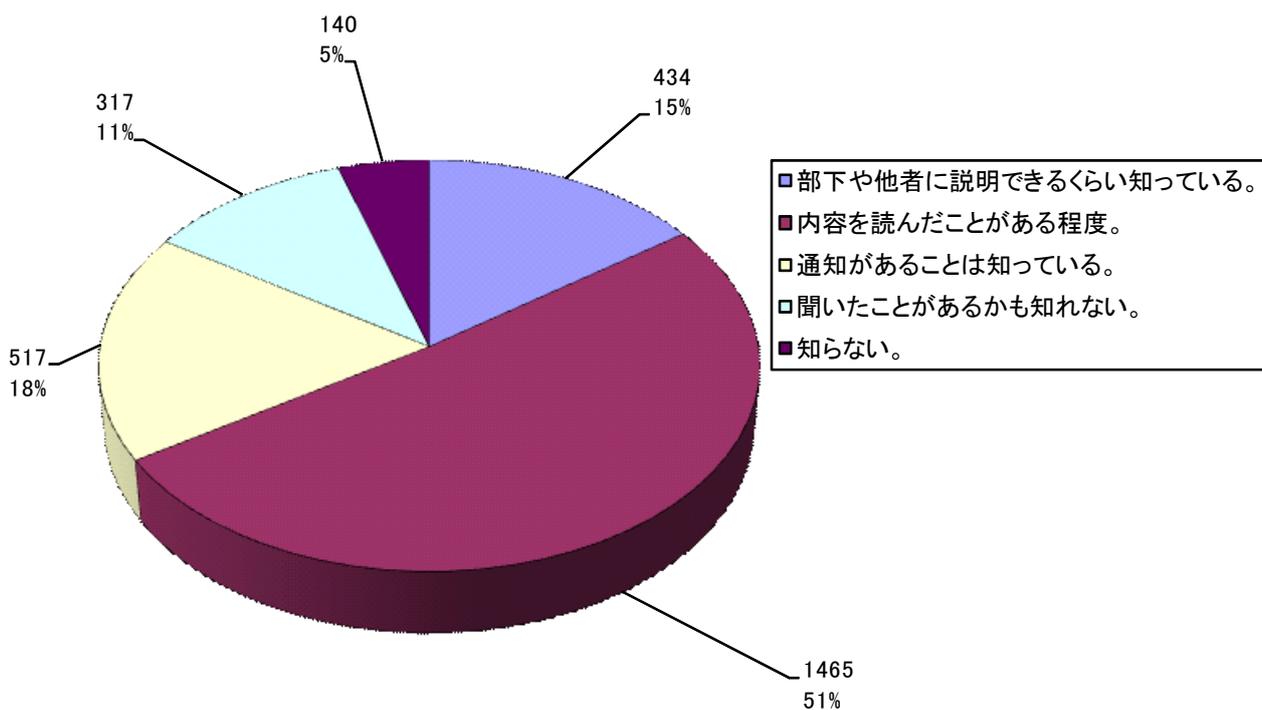
アンケート結果の概要（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

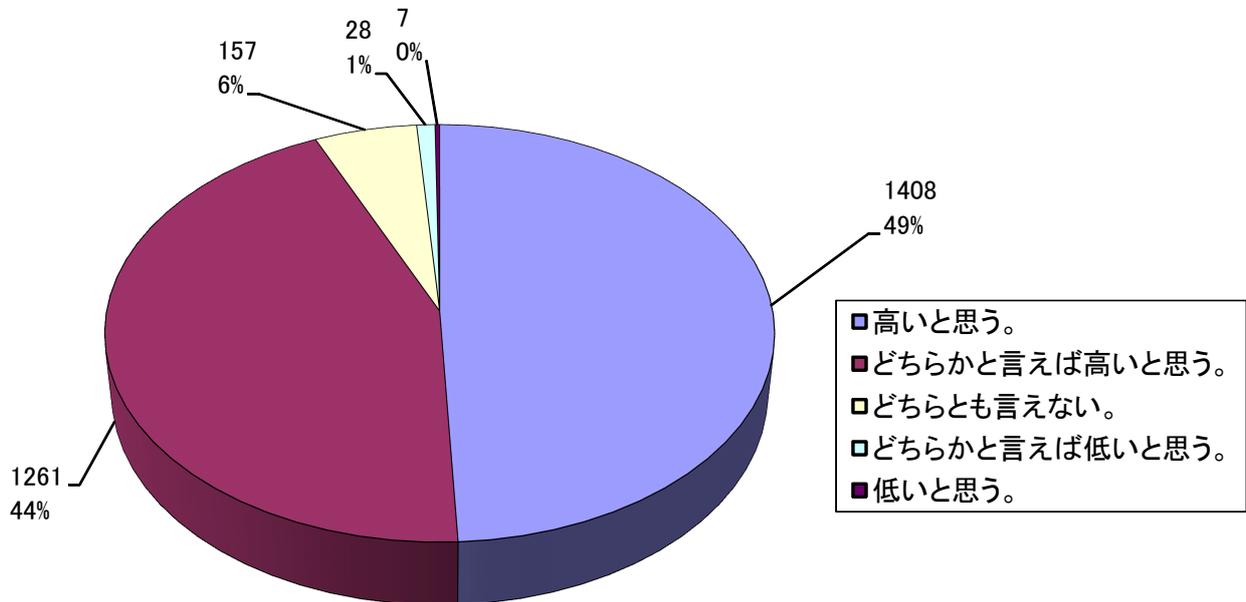


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。



実地監察の対象機関等（入札談合防止）（平成23年度以降）

年度	対象機関等	
25	陸上自衛隊	補給統制本部
		北海道補給処
	海上自衛隊	呉地方隊
	航空自衛隊	第83航空隊
	装備施設本部	
	防衛大学校	
	防衛研究所	
	技術研究本部	艦艇装備研究所
地方防衛局	中国四国防衛局	
	沖縄防衛局	
24	陸上自衛隊	東北補給処
		中央会計隊
	海上自衛隊	大湊地方隊
		舞鶴地方隊
	航空自衛隊	第3航空団
		中部航空警戒管制団
		航空中央業務隊
	自衛隊中央病院	
技術研究本部	陸上装備研究所	
地方防衛局	北関東防衛局	
23	陸上自衛隊	関西補給処
		九州補給処
	海上自衛隊	補給本部
		航空補給処
		佐世保地方隊
	航空自衛隊	第2補給処
	技術研究本部	内部部局
防衛医科大学校		

実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等	
陸上自衛隊	北部方面総監部、同付隊、札幌駐屯地業務隊、北部方面会計隊
	第9師団、青森駐屯地業務隊、第380会計隊
	第8師団、北熊本駐屯地業務隊、第392会計隊
	第13旅団、海田市駐屯地業務隊、第350会計隊
	中央即応集団、座間駐屯地業務隊、第441会計隊
	第1空挺団、特殊作戦群、習志野駐屯地業務隊、第316会計隊
	西部方面混成団、西部方面普通科連隊、相浦駐屯地業務隊、第395会計隊
	警務隊、中央警務隊、第302保安警務中隊
	中央業務支援隊
	施設学校
	幹部学校
海上自衛隊	教育航空集団、第3術科学校
	横須賀地方総監部、横須賀警備隊、横須賀弾薬整備補給所、多用途支援艦「えんしゅう」
	第31航空群、第111航空隊
	情報業務群
	海洋業務群
	警務隊、東京地方警務隊
	阪神基地隊
	幹部学校
航空自衛隊	航空総隊司令部、作戦情報隊、防空指揮群
	第5航空団、飛行教導隊、飛行教育航空隊
	第1輸送航空隊
	第11飛行教育団、静浜気象隊、静浜管制隊
	第3高射群、特別航空輸送隊
	航空警務隊、東京地方警務隊
	幹部学校
防衛医科大学校	
統合幕僚学校	
自衛隊情報保全隊、中央情報保全隊	
装備施設本部	
自衛隊	東京
地方協力本部	福岡